

2014（平成 26）年度第 2 回十和隣保館・児童館運営審議会_会議録要旨

- 【日 時】 2015（平成 27）年 3 月 2 日（月）
午後 3 時 00 分～5 時 00 分
- 【出席者】 委 員 堀本伸一、平野賢一、青屋節子、谷崎直子、伊賀 修、
仲 治幸、谷脇貞子、山脇 直
職 員 町民生活課長 林 久志、酒井弘恵
- 【欠席者】 委 員 金子政弘、岡 澄子
- 【議 長】 委員長 伊賀 修
- 【決定事項】 会議録署名委員 青屋節子、谷脇貞子
- 【審議事項】

2014 年度事業中間報告

（1）隣保館

隣保館事業別件数

委員_ 5 頁の解放子ども会実行委員会の館利用件数は 36 で間違いはないか。多いのではないか。

隣保館・児童館_ 準備会から式典当日までの会議等開催件数に間違いありません。実行委員会は 2 回、各部会（子ども会のあゆみパーク部会、子ども会卒業者部会、役場職員解放劇部会、記念碑部会、その他協力者による調査検討等）の活動件数です。地域の皆様、各関係機関の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございます。今後ともご協力の程よろしく願いいたします。

デイサービス

委員_ 9 月には大井川祭りにデイサービスで作った縄を寄付して頂きありがとうございます。また、贈呈式をして頂き私が出席しました。おかげで購入せずに済みましたし、地域としてもデイサービスの活動に感謝します。

隣保館・児童館_ 近隣の方から藁を寄付して頂き皆で作りました。皆さん慣れていて手際よくされ驚きました。藁を使った創作活動は案山子と草履も作りたいということでしたが、今年度は「縄ない」のみ行いました。

委員_ 案山子も作るというので、どんな案山子ができるかと思うたが、今年はちょっとできなかったね。着せる服も構えちゃろうかと思っていた。またしょうね。

生け花教室

委員_ 受講者で大正と町外の方は通ってきているのか。熱心だね。

隣保館・児童館_ はい、熱心に取り組まれています。毎年、文化祭には皆さん出展頂いております。ここで、前回 7 月に行った審議会で指摘のありました事項に触れさせていただきます。生け花教室は人権につながった活動になっているか、受講料も徴収し、受講者の固定化がみられるということでした。遡って調査しましたので報告します。

まず、今年度の内容については人権に関係した取り組みになっているか毎回点検しながら行ってきました。2 月にはアンケートを実施し参加者のお声を頂きました。参加者同士で交流ができ、講師に対しても高評価で、継続を希望するといった結果が出ています。また、アンケートでは他に参加したい活動があるか質問しており、生け花の皆さんからはストレッチやヨガ、茶道もしたいという回答を得ています。

受講料については、平成 11 年度当初（十和村）謝金月 2 回で 5 万円でスタートし、この条件での実施期間は短く、その後変更され半額となっています。それから四万十町となり平成 20～24 年度 1 回 5000 円、25 年度 1 回 6100 円、26 年度 1 回 6300 円

と改定しています。受講料は月額 1500 円を 2003 年度から徴収しております。これまでの間、講師の費用弁償（旅費）は支給しておりません。

委員_ 今まで費用弁償の支払いがなかったのはどうしてか。

隣保館・児童館_ その記録はありませんが、当初に生け花小原流講師料の基準で費用弁償含む謝金として講師との交渉によって決定していた、この流れの中で、謝金は町の一定基準に合わせ改定し、不足を受講料で補っていた、費用弁償は支払うことなく経過したものと理解しております。

委員_ 生け花は他にもいろいろ流派があると思うが、この先生に拘ることはないということか。

隣保館・児童館_ はい。

委員_ では、その都度申し込む必要があるということか。

隣保館・児童館_ はい。花の注文が必要ですので前日、前日が休日の場合は手前の平日までに館へ連絡いただくことになります。

委員_ それは何でお知らせするのか。

隣保館・児童館_ 回覧です。1 回きりのお知らせですと徹底しませんので、何回か年度途中に館だよりなど方法を変えてお知らせしたいと考えています。

委員_ その方が初心者には参加しやすいと思う。

委員_ 花は館が構えるのか。

隣保館・児童館_ 講師が用意します。安価で鮮度もよく長持ちする質の良い花です。

委員_ 受講料無料で、花は隣保館が支払うのか。

隣保館・児童館_ 花代は参加者負担です。

委員_ 私は前に参加していたが、年末の花代は高かったですよ。

委員_ 僕も来てみろうかね。

隣保館・児童館_ 是非、男性の方大歓迎です。

委員_ いろんな所から来るのはいいと思うが、地域交流事業の目的は「地域住民を対象とした各種クラブ活動、レクレーション、教養、文化活動等地域住民の交流を図るとともに、人権課題の速やかな解決に資する」ということだが、「地域」をどう捉えるか。生け花教室の参加者は町外から来ている方がいる。

委員長_ 町外から来られている方はどんなつながりがあるのか。

隣保館・児童館_ 現在、隣保館周辺地域外から来られている方は、十和地区に勤務されている方や参加者と交友関係にある方と思いますが、手元に資料がございません。国県の補助金交付規程において「地域交流事業参加者の範囲等」を定めた条項はありませんが、交付の取り消しに当たるものとして明記された条項としては「暴力団等排除対象者が関係した事業は認められない」と盛り込まれています。

現在、隣保館が実施している事業の周知としては「暴力団等排除対象者を除き、どなたでも参加できます」と、広く呼びかけています。

委員_ 友達の友達は皆友ということで良いのではないか。

委員_ 極端な話、参加者は町外の方ばかりでも実施するのかということになる。国県の補助を受けて運営しているのだから県へ問い合わせ報告してください。

委員_ 解釈は四万十町で行い決定してもよいと思う。地域住民を対象としたとあるからね。

委員_ 地域住民の友達ということで。「限定された地域に拘らず交流しなさい」というものが本旨にあるわけだから、それを捉えた時には四万十町に居住する住民だとか限定しないこととなる。

委員_ これは都市型にも当てはまるわけだろう。田舎と都市では違いがある。

委員_ 補助金申請には参加者の人数や名簿により交付されるのか。

隣保館・児童館_ それは基礎にはなりますが、事業費が対象となり名簿は提出しません。前任者が指導監査を受けた記録があり確認しましたが、本件の指摘はありませんでした。この解釈については県へ確認し、後日報告いたします。

委員_ 今の参加者はもう長く通っているため高度になっている。その中に新しい人が来てくれるかどうかだ。

隣保館・児童館_ 今年度は初心者の方が 2 名参加していただきました。感想もよく、教室でも不自然さはなかったです。

委員_ 講師より上手になってもいいのでしょう。

隣保館・児童館_ 全く問題ないです。講師が感動する場面もありました。ぜひ来てください。

委員_ そうだろう。

委員_ 受講者の了承は得ているのか。

隣保館・児童館_ 3月10日に説明します。

委員_ 受講者の意見も聞き、スッキリした形で実施してください。

(2) 児童館

委員_ 7頁、11月の実績に「解放子ども会閉会記念式」がない。

隣保館・児童館_ 申し訳ございません、記載漏れです。ご記入をお願いいたします。

2015年度事業計画(案)

(1) 隣保館

隣保館事業計画

町民生活課長_ 8頁、5月予定の隣保館・児童館運営審議会は、来年度は1回分の予算を当初で要求しております。従って、活動途中であり先の展望も説明できる時期として秋ごろに開催したいと思っております。

隣保館・児童館_ 運営審議会の規約では、委員長が必要と認める場合に会議を開く(委員を召集)することとなっております。必要な事件が発生しましたら審議会を開催することとなりますので申し添えます。

委員_ 役場の職員教育で人権学習を行う必要があるのではないか。

委員_ 今年度において、教育長と地域振興局長が出席する部落解放同盟十和支部との懇談会があった。教育長は人権の取り組みについて熱心なお話をされた。教育委員会の協力を得て隣保館発の人権の取り組みを積極的に実施してほしい。

委員_ 何でもきっかけが必要であるので、一つから始めることだ。

委員長_ 人権教の話だが、大正支部の行事があり行政職員からその様子を聞いたが、参加は講師、発表する児童生徒、その保護者等20名ぐらいの参加ということで、人が集まっていない。担当の行政職員も参加の減少を話していた。職員でも担当は出てくる。

委員_ 行政職員については、町長、教育長等のリーダーが人権に対してどれだけの意識を持っているかだ。隣保館が、学校がいくら頑張ってもね。

委員_ 行政職員の参加は少ないね、どんな行事でも。

委員_ 人権の問題は大切。

委員_ 茅吹手の国道横に「人権擁護の村」の看板がある(十和村が設置している)。やっぱり、人権は十和地区から発信していくべきだ。

委員_ 町でも「隣保館」として残っているのは此处だ。中心となって、ここから発信していかなければならない。

委員_ この会にはどうしても人権教の話が出る。

委員長_ 切り離すことはできない。やっぱり隣保館と人権教の両輪で取り組みを進めるということでいきたい。

隣保館・児童館_ 3月定例議会で審議決定されます新年度予算には、隣保館が開催する「人権学習会」を要求しております。実施の折には御協力をお願いいたします。

生け花教室

隣保館・児童館_ 来年度について講師と協議しまして、館としての狙いは、目的をしっかり掲げてみなさんにいつも人権を考えて頂く。そして、趣味をとおして交流の場を盛り上げて頂き、新規参加者もたくさんおいでいただけるよう、受講料を無料とし、しかし館が行う回数は20回から半分の10回にする。その時限りで参加できる、これまでの開講式と閉講式は行わず、正月前でしたら「正月花を生けよう」とか、都合のよい時だけ参加して楽しむことができるといった内容にしたいということで講師に了承を得ました。また講師については、これまで支払っていなかった費用弁償をお支払することとしています。

館での開催が半分になりましたが、別に行うサークル活動ということで、ステップアップしたい、月1回では物足りない、もっと生け花を楽しみたいといった愛好者のみなさんが行う集いをもっていただくことになりました。

そこで、館開催の教室とサークル活動の日程を裏表でチラシを作って回覧文書で周知したいと考えています。どちらも自由に参加できるように計画を進めています。

生け花は、文化祭も盛り上げて頂いておりますので、もっと気軽に同じ顔ぶれでなく行いたいです。講師も各地を回っておりますので、初心者や男性の方も大歓迎ということです。また外国人の方も参加されているところもあるようです。

デイサービス

委員_ 雇用している介助者及び看護師は高齢である。他にいないか。看護師については退職予定または最近退職された方、介助者についても意欲のある方など、探して改善するよう指摘する。

隣保館・児童館_ この事業は、大切な命を預かっており専門的なサポートを得ないと実施できないものです。地域の方を優先して雇用するというので、「2015年度隣保館業務従事者の募集」として昭和地区と大井川地区に回覧文書を発送しております。申し込み締め切りは3月10日です。館としても申し込み状況をみて必要と判断すれば、締切日以降に個々に交渉したいと考えています。委員の皆さんからも人材の情報を頂きますようお願いします。

他市町村の状況では社協に委託をして実施しているところもあります。

委員_ 椅子もパイプ椅子は危険である。デイサービスに合った安定した椅子にすること。

隣保館・児童館_ 検討いたします。ヘルメットも準備しなければなりません。報告が遅れましたが、1月にAEDの設置をしました。

委員_ 良い人材を探して企画まで参加してもらおうとよい。

(2) 児童館

児童館事業計画

内容を確認した。(審議なし)

(3) その他

(審議なし)